

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 収 加

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社「みずほファクター株式会社」を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収受託会社 みずほファクター株式会社

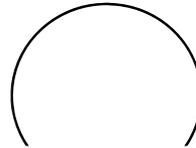
①金融機関(除くゆうちょ銀行)②ゆうちょ銀行(郵便局)のいずれか1つだけ選んで太枠部分のみご記入ください。

申込日 年 月 日

① 金融機関 (除くゆうちょ銀行)	フリガナ											金融機関 お届出印
	(被保険者) 預金者名											
	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	金融機関コード	預金種目 (どちらか一方を○)	口座番号 (数字のみで右づめでご記入下さい)							
	支店 出張所	店番号	1. 普通 (総合口座) 2. 当座									
振替日		1日・20日(金融機関休業日の場合翌営業日)										

② ゆうちょ銀行 (郵便局)	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)				番号(右づめでご記入下さい)			
	1 6 6 3 0 1 0 ※									
	フリガナ	ゆうちょ銀行 へのお届出印	払込先口座番号							
(被保険者) 通帳名義人		00130-1-14403								
		払込先加入者名								
		みずほファクター株式会社								
払込日		1日・20日(金融機関休業日の場合翌営業日)								

取扱店日附印



### 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く)

1. 銀行・金庫・組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
  2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
  3. この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
  4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じてても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑を掛けません。
- <ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>

(不備返却先)  
〒165-8694 日本郵便 中野北支店 私書箱25号 みずほファクター株式会社 決済事業本部  
TEL 03-6688-3274(株式会社キュービタス内)

金融機関 使用欄	(不備返却事由)	検印	
	1.預金取引なし 2.記載事項等相違 (店名、預金種目 口座番号、口座名義)	3.印鑑相違 4.その他 ( )	印鑑 照合
	(備考)		受付印

委託者名	エヌ・ティ・ティ健康保険組合		委託者コード	0 0 0 1 4 2 2 0 3 1									
振替内容	任意継続被保険者健康保険料												
記号	被保険者証の番号												
1 0 0 0													
登録種別 該当する種別を ○で囲んでください	1.新規    2.変更    3.契約解除												
契約者 (被保険者)	フリガナ												
	氏名												
	住所	〒											
(TEL - - )													

**【提出上の注意時項】**  
※該当項目の太枠内を記入後、必ずコピーをとり、ご本人の控えとし、下記の提出先に送付してください。

**【提出先】**  
〒101-0047  
東京都千代田区  
内神田3-6-2  
アーバンネット神田ビル  
NTT健康保険組合  
資格担当行

**【口座】**  
被保険者本人の口座以外は指定できません。

**【振替日】**  
・毎月払い  
1日  
・前納払い  
対象月の前月20日  
(金融機関休業日の場合は翌営業日になります)

**【振替手数料】**  
1回154円。消費税の引き上げ等に伴い変更となる場合があります。

**【お届出印について】**  
お届出印が鮮明に押印されていない場合、印鑑相違で受付られない場合がありますので、しっかりと押印してください。

※領収証の発行はありません。納付された翌年1月に納付証明書を発行いたします。

**【毎月払いの口座振替開始時期】**  
毎月10日までに健保組合で本書(新規)を受付た場合、翌々月1日から口座振替開始となります。(初回保険料及び口座振替が開始されるまでの保険料は、振込依頼書での納付となります。)

